

事業用会員の保険

一般社団法人日本ドローン協会の「事業用会員規約」第7条「保険特典」についてのご案内

保険種類 : 「施設所有(管理)者賠償責任保険」

対象ドローンの所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害
または財物の損壊について、事業用会員が法律上の損害賠償責任を
負担することによって被る損害を補償します。



対象ドローン : 3台まで (加入時の登録が必要となります)

補償内容 : 賠償責任補償 (身体財物共通)

1名 1億円 / 1事故 1億円 (免責金額 なし)

保険契約者 : 一般社団法人 日本ドローン協会

被保険者 : 一般社団法人 日本ドローン協会 事業用会員

補償期間 : 一般社団法人 日本ドローン協会 事業用会員である期間

【対象となる事故例】

- 操作ミスにより機体が落下し、通行人を負傷させた。
- 空撮中に誤って他社の従業員にぶつけてケガをさせた。
- 電池切れにより落下したドローンが、歩行者を直撃し、ケガをさせた。
- 着地操作を誤り、機体が駐車していた車に接触し、破損させてしまった。
- ドローンが突風にあおられ、他人の建物や装置(ソーラーパネル等)を損壊させてしまった。
- 会員がドローン教室を開催した中で、参加者(一般人)が操作したところ他の参加者にケガをさせた事故が起こったが、その原因として参加者への安全な操作についての指導が悪く教室開催者側に過失を認められた。
(参加者(一般人)の賠償責任が発生する場合があります)
- ドローンの操作に夢中になり、他人の畑に入ってしまう作物に被害を与えた。
- 農薬散布中、誤って、近接他作物へ飛散させてしまい、汚損させてしまった。

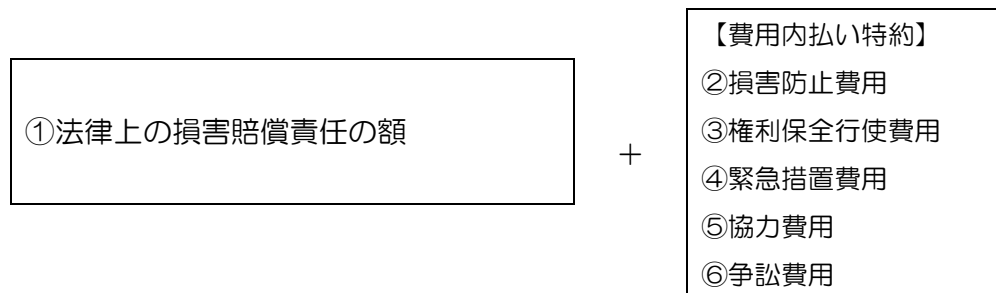
事故発生時のご連絡先

03-3556-6335

平成相互株式会社 担当：平山・渋谷 まで

万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

【お支払する保険金額】



(注) 費用内払い特約により、①から⑥の費用すべて支払限度額の範囲内(内枠)でお支払いします。

①法律上の損害賠償責任の額 (損害賠償金)	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する者がある場合は、その価額を差し引くものとします。
②損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払します。
④緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用をお支払いします。
⑤協力費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合にその遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用をお支払いします。
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

<次の損害賠償責任を負担することによって被る損害>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 等

このご案内は概要を説明したものです。詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約」をご用意しますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 東京企業営業第三部 営業第二課
 〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19
 ☎ 03-6748-7852

<取扱代理店>

平成相互株式会社(担当:平山・渋谷)
 〒102-0074
 東京都千代田区九段南 2-4-15-304
 ☎ 03-3556-6335